

大分県報

令和五年
号外（四三）
三月三十一日

（金曜日）

目次

規則

- 大分県行政組織規則の一部改正……………一
訓令 甲
大分県地方機関事務分掌規程の一部改正……………二
臨時的任用職員に関する規程の一部改正……………三
大分県職員安全衛生管理規程の一部改正……………三
会計年度任用職員に関する規程の一部改正……………四

規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。
目次中「第五十節 玉来ダム建設事務所（第百八十八条―第百九十条）」を削り、「第五十一節」を「第五十節」に、「第百九十一条―第百九十六条」を「第百八十八条・第百八十九条」に、「第百九十七条」を「第百九十条」に改める。

第三条第一項の表の企画振興部の項中、「東アジア文化都市推進班」を削り、同表の農林水産部の項中、「全国豊かな海づくり大会準備班」を削り、同表の土木建築部の項中「都市計画班」の下に、「盛土対策班」を加え、同条第二項の表の森林保全課の項中

全国育樹祭推進室
総務企画班、事業推進班

を削り、同項の次に次のように加える

漁業管理課
全国豊かな海づくり大会推進室
総務企画班、事業推進班

第四条第六項の表のポートセールス推進監の項の次に次のように加える。

盛土対策監	都市・まちづくり推進課	上司の命を受け、盛土等の規制、監視及び指導に関する事務並びに関係機関との連絡調整業務を処理する。
-------	-------------	--

第十四条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。
第二十一条の四中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

（令和四年法律第五十号）の施行に関すること

第二十二条中第十九号を第二十号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和二年大分県条例第四十九号）の施行に関すること

第二十三条の五第十八号中「適正処理及び減量」を「減量及び適正処理」に、「有効活用」を「有効利用並びにオゾン層破壊物質の回収等」に改める。

第三十条中第二十八号を第二十九号とし、第二十三号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）の施行に関すること

第三十一条の二第十号中「及び農地利用集積」を「農地利用集積及び地域農業経営基盤強化促進計画」に改め、同条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十六条第五号中「森林整備室及び全国育樹祭推進室」を「及び森林整備室」に改める。

令和五年三月三十一日

大分県報号外（規則）

第三十七条第十三号を削り、同条第十四号中「水産振興課」の下に「及び全国豊かな海づくり大会推進室」を加え、同号を同条第十三号とし、同条第十五号を同条第十四号とする。

第四十一条第十一号中「玉来ダム建設事務所及び」を削る。

第四十三条第七号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第四十四条の二十五を次のように改める。

（全国豊かな海づくり大会推進室の分掌事務）

第四十四条の二十五 全国豊かな海づくり大会推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四十三回全国豊かな海づくり大会の開催に必要な総合企画及び連絡調整に関すること

二 第四十三回全国豊かな海づくり大会の大分県実行委員会に関すること

第四十六条第八号中「物品納入業者の」を「物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る」に改める。

第四十七条第一項中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とする。

第五十六条の表の大分県豊肥振興局の項中「玉来ダム建設事務所」を削る。

第六十九条中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

第八十八条第二号中「第六条第二項に規定する業務及び前号に掲げる」を「第六条第二項第二号及び前号に規定する」に改める。

第三章第五十節を削る。

第三章第五十一節中第九十一条を第九十一条とし、第九十二条を第九十一条とし、第九十三条から第九十六条までを削る。

第三章第五十一節を第三章第五十節とする。

第四章中第九十七条を第九十条とする。

別表中「第九十七条関係」を「第九十条関係」に改める。

別表の総務部の部の県政情報課の款の大分県情報公開・個人情報保護審査会の項第一号中「公開決定等」の下に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「事項」を「審査請求」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 情報公開の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること

三 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五条第三項において準用する同条第一項及び大分県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年

大分県条例第四十号。以下「県議会個人情報保護条例」という。）第四十五条第一項の規定により諮問された開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求並びに大分県個人情報保護法施行条例（令和四年大分県条例第三十二号）第八条第三項及び県議会個人情報保護条例第五十条の規定により諮問された事項について調査審議すること

大分県循環器病対策推進協議会

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第十一条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により大分県循環器病対策推進計画の策定又は変更について意見を述べること

別表の福祉保健部の部のこども未来課の款のおおいた子ども・子育て応援県民会議の項第一号中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改め、同部の障害福祉課の款の大分県障害者介護給付等不服審査会の項中「大分県障害者介護給付等不服審査会」を「大分県障害者介護給付費等不服審査会」に、「介護給付等」を「介護給付費等」に改め、同項の次に次のように加える。

大分県障害児通所給付費等不服審査会

児童福祉法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第一項の規定による市町村の障害児通所給付費等に関する処分に対する不服の審査に関すること

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四十三条第七号の改正規定は、同年五月二十六日から施行する。

○ 訓 令 甲

大分県訓令甲第三号

大分県地方機関事務分掌規程（昭和三十一年大分県訓令第五号）の一部を次のように改正

本 地方 機関 庁

する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第五条第一項の表の衛生課の項中第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第二十号とし、第二十三号から第三十五号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項の表の衛生課の項中第二十三号及び第二十四号を削り、第二十五号を第二十三号とし、第二十六号から第三十七号までを二号ずつ繰り上げ、同条第三項の表の衛生課の項中第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第二十号とし、第二十三号から第三十五号までを二号ずつ繰り上げ、同条第四項の表の衛生課の項第二十三号中「動物の愛護及び管理に関する法律」の下に「(昭和四十八年法律第百五号)」を加え、同項第二十四号中「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」の下に「(平成十三年大分県条例第三十二号)」を加え、同条第六項の表の健康安全・衛生課の項第四十五号中「こと」の下に「(北部保健所豊後高田保健部に限る。次号において同じ。)」を加える。

第十九条第六項中「及び室」を削り、同項の表中「課又は室名」を「課名」に改め、同条第八項の表の建設・保全課の項第十五号中「稲葉ダム」の下に「及び玉米ダム」を加え、同条第十項中「各課」の下に「及び室」を加える。

第二十号を削り、第二十一条を第二十号とする。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第四号

本 庁
地 方 機 関

臨時的任用職員の管理に関する規程(昭和三十七年大分県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十六条の二第二項中「九の項から十一の項」を「十二の項から十四の項」に改め、同条第二項中「十の項」を「七の項」に改め、同条第三項及び第四項中「九の項から十一の項」を「十二の項から十四の項」に、「七の項及び十の項」を「四の項及び七の項」に改める。別表第二の十二の項を同表の十五の項とし、同表の十一の項中「(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条」を「第十二条第一項」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、

令和五年三月三十一日

大分県報号外(訓令甲)

同項を同表の十四の項とし、同表の十の項中「八の項」を「五の項」に改め、同項を同表の十三の項とし、同表の九の項を同表の十二の項とし、同表の八の項を同表の十一の項とし、同表の七の項中「女性の臨時的任用職員(以下「女性職員」という。)」を「女性職員」に改め、同項を同表の十の項とし、同表の六の項の次に次のように加える。

七 妊娠中又は出産後一年以内の女性の臨時的任用職員(以下「女性職員」という。)が、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
八 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合	その都度必要と認める時間
九 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間

別表第三の表中四の項から六の項までを削り、七の項を四の項とし、八の項を五の項とし、同表の九の項中「十の項」を「七の項」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の十の項を同表の七の項とする。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第五号

本 庁
地 方 機 関

大分県職員安全衛生管理規程(昭和六十年大分県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第八条第一項中「各地方機関」を「法第十条第一項の規定の適用を受ける地方機関」に改め、同条第二項中「衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者」を「又は衛生管理者」に改める。

第九条第一項中「別表第一に掲げる」を「法第十一条第一項の規定の適用を受ける」に改め、同条第二項中「総括管理者」を「長（総括管理者を置く地方機関にあつては、総括管理者）」に改める。

第十条第一項中「並びに別表第一及び別表第二に掲げる」を「及び法第十二条第一項の規定の適用を受ける」に改め、同条第二項中「当該地方機関の総括管理者」を「当該地方機関の長（総括管理者を置く地方機関にあつては、総括管理者）」に改める。

第十一条第一項中「別表第三に掲げる地方機関」を「第九条第一項の規定により安全管理者を置く地方機関以外の地方機関（組織規則第五十三条の四に規定する事務所及び組織規則第百八十五条に規定する土木事務所に限る。）」に、「別表第一から別表第三までに掲げる地方機関以外の地方機関」を「第十条第一項の規定により衛生管理者を置く地方機関以外の地方機関であつて安全衛生推進者を置かないもの」に、「総括管理者」を「長」に改める。

第十二条第一項中「並びに別表第一及び別表第二に掲げる」を「及び法第十三条の規定の適用を受ける」に、「法第十三条」を「同条」に改め、同条第三項中「本庁」の下に「の総括管理者」を加え、「総括管理者」を「長（総括管理者を置く地方機関にあつては、総括管理者）」に改める。

第十五条第一項中「別表第一に掲げる」を「法第十七条第一項及び第十八条第一項の規定の適用を受ける」に、「及び法第十八条第一項各号」を「及び第十八条第一項各号」に、「別表第二に掲げる地方機関に法第十八条第一項各号」を「同項の規定の適用を受ける地方機関に同項各号」に改め、同条第二項第一号、第三項第一号及び第五項中「総括管理者」を

「地方機関の長（総括管理者を置く地方機関にあつては、総括管理者）」に改める。

第十六条第二項中「別表第四」を「別表第一」に改め、同条第三項第二号中「別表第四」を「別表第一」に、「総括管理者」を「長（総括管理者を置く地方機関にあつては、総括管理者）」に改め、同項第三号中「別表第四」を「別表第一」に改める。

第二十一条第一項中「別表第五」を「別表第二」に改める。

別表第一から別表第三までを削る。
別表第四の竹田地区安全衛生協議会の項中「玉来ダム建設事務所」を削り、同表を別表第一とする。

別表第五を別表第二とする。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第六号

本 庁
地 方 機 関

会計年度任用職員に関する規程（令和二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条中「第二十二條の二第一項第一号」を「第二十二條の二第一項各号」に改め、「（以下「会計年度任用職員」という。）」を削り、「報酬」の下に「給料」を加える。

第二条第一項中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

第二十条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 研究員であつて技術支援又は研究開発に関するアドバイザー業務に従事する者

第二十五条第一項中「九の項及び十の項」を「十二の項及び十三の項」に改め、同条第二項中「九の項及び十の項」を「六の項及び七の項」に、「十一の項」を「八の項」に、「十二の項」を「九の項」に改め、同条第三項及び第四項中「九の項及び十の項並びに」を「十二の項及び十三の項並びに」に、「七の項、九の項及び十の項」を「四の項、六の項及び七の項」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員の取扱い）

第三十二条の二 地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、知事の事務部局に属するものの任用等、休暇、休業、勤務時間等については第二章及び第五章から前章までの規定を準用し、勤務時間等については常勤職員の例による。

2 前項の職員の給料及び手当に関し必要な事項は、報酬条例に定めるもののほか、人事課長が別に定める。

別表第二の十一の項を同表の十四の項とし、同表の十の項中「八の項」を「五の項」に改め、同項を同表の十三の項とし、同表の九の項を同表の十二の項とし、同表の八の項を同表の十一の項とし、同表の七の項中「女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」とい

う。」を「女性職員」に改め、同項を同表の十の項とし、同表の六の項の次に次のように加える。

<p>七 妊娠中又は出産後一年以内の女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間</p>
<p>八 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合</p>	<p>その都度必要と認める時間</p>
<p>九 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合</p>	<p>第二十二條第四項の規定により割り振られた勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間</p>

別表第三の表中四の項から六の項までを削り、七の項を四の項とし、八の項を五の項とし、同表の九の項中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「第十三条の」を「第十三条第一項に規定する」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の十の項を同表の七の項とし、同表の十一の項を同表の八の項とし、同表の十二の項を同表の九の項とする。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。